

小美玉市建設工事総合評価方式試行要綱

平成21年1月5日

告示第1号

(趣旨)

第1条 この告示は、市が発注する建設工事において、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の10の2（第167条の12第4項及び第167条の13において準用する場合を含む。）の規定に基づき、価格その他の条件が市にとって最も有利なものをもって申込みした者を落札者とする方式（以下「総合評価方式」という。）の試行に関し、小美玉市財務規則（平成18年規則第40号。以下「財務規則」という。）、小美玉市建設工事条件付一般競争入札実施要綱（平成18年告示第5号。以下「一般競争入札実施要綱」という。）及びその他別に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第2条 総合評価方式を適用することが出来る工事は、次の各号のいずれかに該当する工事の中から選定するものとする。

- (1) 公共工事の品質を確保するため、入札者の技術的能力と入札価格を総合的に評価することが妥当と認められる工事
- (2) その他必要と認める工事

2 前項の規定により総合評価方式を適用する工事は、小美玉市指名希望業者資格審査委員会（以下「審査委員会」という。）の審議を経て選定するものとする。

(総合評価方式の型式)

第3条 総合評価方式の型式は、次のとおりとする。

(1) 標準型

技術的な工夫の余地が大きい建設工事において、市が求める工事内容を実現するための施工上の技術提案を求める場合は、同種・類似工事の経験、工事成績等と併せ、安全対策、交通・環境への影響、工期の縮減等の観点から技術提案を求め、技術力と価格とを総合的に評価するもの。

(2) 簡易型

技術的な工夫の余地が小さい建設工事において、施工の確実性を確保するため、簡易な施工計画や同種・類似工事の経験、工事成績等に基づき技術力と価格とを総合的に評価するもの。

(3) 特別簡易型

技術的な工夫の余地が小さい一般的で小規模な建設工事において、施工の確実性を確保するため、施工計画の評価を要件とせず、同種・類似工事の経験、工事成績等に基づき技術力と価格とを総合的に評価するもの。

2 この告示による総合評価方式の試行は、当面の間は前項第3号の特別簡易型によるものとする。

(学識経験者の意見聴取)

第4条 市長は、落札者決定基準を定めようとするときは、あらかじめ2人以上の学識経験を有する者（以下「学識経験者」という。）の意見を聴かなければならない。

2 市長は、前項の規定による意見の聴取において、併せて、当該落札者決定基準に基づいて落札者を決定しようとするときに改めて意見を聴く必要があるかどうかについて意見を聴くものとし、改めて意見を聴く必要があるとの意見が述べられた場合には、当該落札者を決定しようとするときに、あらかじめ、学識経験者の意見を聴かなければならない。

(落札者決定基準の決定)

第5条 市長は、前条第1項の規定による意見聴取の結果を踏まえ、審査委員会の審議を経て、落札者決定基準を決定するものとする。

(評価資料の提出)

第6条 市長は、総合評価方式で発注しようとする場合は、入札公告等により、入札参加者から、当該工事の価格以外の評価をするために必要な資料（以下「評価資料」という。）の提出を求めるものとする。

2 評価資料は次のとおりとし、入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）は、様式第1号に評価資料を添えて提出するものとする。

- (1) 評価点算定資料一覧表（様式第2号）
- (2) 工事成績評定評価対象工事資料（様式第3号）
- (3) 施工実績評価資料（様式第4号）
- (4) 配置予定技術者評価資料（様式第5号）
- (5) 災害時地域貢献実績評価資料（様式第6号）
- (6) 地域活動実績評価資料（様式第7号）

3 評価資料の作成及び提出に要する費用は、入札参加者の負担とする。

(入札公告等に明示する事項)

第7条 市長は、総合評価方式で発注しようとする場合は、次に掲げる事項を入札公告等に明示するものとする。

- (1) 当該工事が総合評価方式の対象工事であること及び方式の型
- (2) 評価の方法及び落札者決定基準
- (3) 評価資料の提出及び提出期限等
- (4) その他必要と認める事項

(評価の方法)

第8条 総合評価方式による評価の方法は、入札参加者から提出された評価資料について、各評価項目を点数化した得点の合計値（以下「評価点」という。）に、標準点を加えたも

の（以下「技術評価点」という。）を入札価格で除す除算方式により評価値を求めるものとする。

評価値＝技術評価点（標準点＋評価点）／入札価格
（評価基準）

第9条 評価基準は、評価点算定基準（別表）を標準として、総合評価方式を適用する工事ごとに評価項目、得点配分その他評価に必要な事項を定めるものとする。

2 評価項目は、工事の目的及び内容により必要となる技術的能力に応じて定める。

3 評価項目の得点配分は、その必要度及び重要度に応じて定める。

（落札候補者の決定）

第10条 総合評価方式による入札価格が、予定価格以下であり、かつ、最低制限価格以上である入札参加者のうち、評価値が最も高い者を落札候補者とする。ただし一般競争入札において、入札参加資格の審査を開札終了後に実施する方式（以下「事後審査方式」という。）による場合は、落札候補第1順位者（以下「第1順位者」という。）とする。

2 評価値の最も高い者が2人以上あるときは、くじ引きにより落札候補者又は第1順位者を決定する。この場合において、くじを引かないものがあるときは、入札事務に関係のない市職員にくじを引かせて決定することができるものとする。

3 事後審査方式による場合は、第1項の第1順位者から別に定める入札参加資格確認書類の提出を求め、直ちに当該第1順位者の入札参加資格の審査を行うものとする。

4 事後審査方式による場合は、前項の審査の結果に基づき、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところにより落札候補者を決定するものとする。

(1) 当該第1順位者に入札参加資格があると認めるとき 当該第1順位者を落札候補者として決定する。

(2) 当該第1順位者に入札参加資格がないと認めるとき 当該第1順位者の行った入札を無効とし、当該第1順位者の次順位者から順次審査を行い、入札参加資格があると認められる第1項の入札参加者が確認されたとき、当該入札参加者を落札候補者として決定する。

5 入札の経過は、入札書取書（様式第8号）により明らかにしておくものとする。

（落札者の決定）

第11条 前条の規定により落札候補者が決定したときは、当該落札候補者が総合評価方式による価格その他の条件が最も有利なものをもって申込みをした者であるかを審査委員会において審査し、第4条第2項の規定に該当するときは、学識経験者の意見を聴取するものとする。

2 市長は、前項の審査結果及び意見聴取結果を踏まえて、落札者を決定するものとする。

（最低制限価格の適用）

第12条 総合評価方式による入札においては、最低制限価格制度を適用するものとし、小美玉市最低制限価格制度実施要領（平成21年小美玉市訓令第1号）の規定により設定さ

れた額に満たない場合は、失格とする。

(評価結果等の公表)

第13条 契約の相手が決定したときは、速やかに総合評価方式に関する評価調書(様式第9号)により、次の事項を公表するものとする。

- (1) 入札参加者名
- (2) 各入札参加者の入札価格
- (3) 各入札参加者の技術評価点
- (4) 各入札参加者の評価値
- (5) 総合評価方式を適用した理由

(価格以外の評価内容の確保)

第14条 総合評価に関して提出した資料等に、虚偽記載等明らかに悪質な行為があったと認められる場合には、契約の解除、指名停止等の措置を講じることができる。

(苦情申立て等)

第15条 入札参加者で落札者とならなかったものは、落札者の決定を行った日から起算して7日以内に市長に対し、落札者とならなかった理由について書面により申立てることができるものとする。

2 前項の申立てがあった場合は、申立ての最終日の翌日から起算して7日以内に書面により回答をするものとする。

(秘密の保持)

第16条 総合評価に関する審査結果を除き、この告示により入札参加者から提出された資料等は、公表しないものとする。

(補則)

第17条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この告示は、平成21年1月5日から施行する。

附 則

この告示は、平成23年5月27日から施行する。

様式第1号（第6条関係）

年 月 日

小美玉市長 様

住 所
商号又は名称
代表者氏名

印

評価資料の提出について

下記の工事について、次のとおり評価資料を提出します。
なお、本資料の記載事項は事実と相違ないことを誓約いたします。

記

1 工 事 名

2 工 事 場 所

3 提 出 物

- (1) 評価点算定資料一覧表（様式第2号）
- (2) 工事成績評定評価対象工事資料（様式第3号）【該当する場合】
- (3) 施工実績評価資料（様式第4号）
- (4) 配置予定技術者評価資料（様式第5号）
- (5) 災害時地域貢献実績評価資料（様式第6号）【該当する場合】
- (6) 地域活動実績評価資料（様式第7号）【該当する場合】

4 連絡先

担当者 所 属
氏 名
電 話 番 号
F A X

様式第2号(第6条関係)

評 価 点 算 定 資 料 一 覧 表

工事名： _____

商号又は名称： _____

評 価 項 目	区 分		提 出 書 類	提出枚数
1 工事成績評定	実績あり	実績なし	【必要な場合は様式第3号】	
2 企業の施工実績	実績あり	実績なし	・ 施工実績評価資料(様式第4号)及び添付書類	枚
3 企業の優良工事の受賞	受賞あり	受賞なし		
4 配置予定技術者の施工経験	経験あり	経験なし	・ 配置予定技術者評価資料(様式第5号)及び添付書類	枚
5 優秀主任(監理)技術者表彰の受賞	受賞あり	受賞なし		
6 災害時地域貢献の実績	実績あり	実績なし	・ 災害時地域貢献実績評価資料(様式第6号)又は小美玉市との災害時応急対策協定書の写し	枚
7 地域活動の実績	実績あり	実績なし	・ 地域活動実績評価資料(様式第7号)	枚
8 地域内拠点の有無	小美玉市内に本店あり	なし		
9 ISOの認証取得	ISO9001・ISO14001の取得	なし	・ 登録証の写し及び付属書の写し(日本語で作成されたものに限る)	枚
10 市県民税特別徴収の実施	実施あり	実施なし	・ 市県民税特別徴収の領収証書(納入者保管)の写し	枚

(注)1 区分の欄は、該当する項目を○で囲むこと。

2 本書は、入札公告又は入札通知書に示す評価点算定基準に基づき、適宜変更することができる。

様式第3号(第6条関係)

工 事 成 績 評 定 評 価 対 象 工 事 資 料

工事名： _____

商号又は名称： _____

年度	評価対象工事の名称	工事場所	請負金額(円)	工事期間	受注形態	共同企業体による受注の場合の請負者名
			()			
			()			
			()			
			()			
			()			

(注)

- 1 評価対象となる小美玉市発注のすべての工事について記載すること。
- 2 当該評価項目について実績を有しない場合は、本書の提出を要しない。
- 3 請負金額の()は、共同企業体の場合の全体額を記入すること。
- 4 受注形態は、単体又は〇〇・□□JV(出資比率〇〇%)と記載すること。
- 5 共同企業体にあつては、すべての構成員の施工実績をそれぞれ記載すること。
- 6 共同企業体としての実績は、出資比率が20%以上のものに限る。

受賞実績【該当する場合】

優秀主任（監理） 技術者の表彰実 績（過去5年間）	・有 ・無	年度 工事（ 表彰）
---------------------------------	--------------	--------------------------

（注）

（共通）

- 1 記載する同種・類似工事の実績の件数は1件でよい。
- 2 当該評価項目について実績を有しない場合は、本書の提出を要しない。
- 3 本工事に主任技術者又は監理技術者として配置する予定の技術者（以下「技術者」という。）1人について作成すること。
- 4 実際の工事の施工にあたって、種々の状況からやむを得ないものとして発注者が承認した場合のほかは、本書に記載した技術者以外の者への変更は認めない。

（資格について）

- 5 国家資格者等にあつては、当該資格証明書等の写しを添付すること。また、監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習終了証の写しを添付すること。（ただし、平成16年2月29日以前に監理技術者資格者証を交付された者は、監理技術者証の写しのみで足りる。）

（工事経験について）

- 6 工事概要は、評価基準に該当する工事であることが確認できるように記載すること。
- 7 工事経験を有する工事は、施工実績評価資料（様式第4号）の工事と同一でなくてもよい。
- 8 共同企業体の構成員としての経験の場合は、出資比率20%以上の場合に限る。
- 9 当該工事のCORINS（登録されていない場合は、契約書（工事名、契約金額、工期、発注者、請負者の確認ができる部分）及び配置予定技術者の経験等を明らかにする書類）の写しを提出すること。

（他工事の従事状況について）

- 10 本書の提出日現在における他工事の従事状況は、従事しているすべての工事について記入すること。複数ある場合は、本書を従事工事数分作成すること。

（受賞実績について）

- 11 過去5年間における国、県、その他の公共機関の受賞実績を記載すること。なお、受賞実績が複数ある場合は、直近の受賞実績を記載すること。また、当該表彰状等の写しを添付すること。

様式第6号(第6条関係)

災 害 時 地 域 貢 献 実 績 評 価 資 料

工事名： _____

商号又は名称： _____

災害時地域貢献の概要	貢献の種類	
	貢献の期間	年 月 日 ~ 年 月 日
	貢献の事実を確認できる貢献の相手方、第三者等の住所・氏名・電話番号	
	貢献の内容 (具体的に)	
	対価の有無	有 ・ 無
	対価を得た場合の相手方の住所・氏名・電話番号	

- (注) 1 記載する災害時地域貢献の実績の件数は1件でよい。
- 2 当該評価項目について実績を有しない場合は、本書の提出を要しない。
- 3 災害時地域貢献の実績内容を確認できるように記載すること。また、実績を証明する書類を添付すること。
- 4 公共施設に関する貢献のみならず、災害時における地域や民間施設に関する貢献、社会的な災害に関する貢献も含む。
- 5 評価の対象とする貢献活動は、発注者が当該貢献の事実を確認できる貢献の相手方、第三者等が存するものに限る。
- 6 貢献の事実を確認できる相手方や対価を得た相手方の電話番号については、記載可能な場合に記載すること。
- 7 貢献活動に際し対価を得ている場合にも、その対価が実費相当である場合には評価の対象とする。ただし、事実上の請負契約や期間委任契約とみなされる場合には評価の対象としない。
- 8 本書記載事項に虚偽のあった場合には、指名停止措置等を行うことがある。

地 域 活 動 実 績 評 価 資 料

工事名： _____

商号又は名称： _____

前 年 度 の 実 績	活動の種類	
	活動の期間	年 月 日 ~ 年 月 日
	活動の事実を確認 できる活動の相手 方，地域の代表者等 の住所・氏名・電話 番号	
	活動の内容 (具体的に)	
前 々 年 度 の 実 績	活動の種類	
	活動の期間	年 月 日 ~ 年 月 日
	活動の事実を確認 できる活動の相手 方，地域の代表者等 の住所・氏名・電話 番号	
	活動の内容 (具体的に)	

- (注) 1 地域活動の実績は，前年度及び前々年度について1件ずつ記載すること。両年度のいずれにも実績がある場合にのみ評価の対象とする。ただし，両年度の活動内容は共通のものでなくともよい。
- 2 当該評価項目について実績を有しない場合は，本書の提出を要しない。
- 3 企業として取り組み，対価を得ていない地域活動（ボランティア）で，社会福祉や環境美化，防犯対策に関する活動，茨城県及び小美玉市が管理する社会資本（道路，河川，公共施設等）の維持管理に関する活動，又は市主催事業活動を記載すること。
- 4 評価の対象とする地域活動は，発注者が当該活動の事実を確認できる活動の相手方，地域の代表者等が存するもので，客観的な証明書類（協定書，感謝状，新聞記事，主催者の参加証明等）により確認できるものに限る。また，活動を証明する書類を添付すること。
- 5 活動の事実を確認できる相手方等の電話番号については，記載可能な場合に記載すること。
- 6 本書記載事項に虚偽のあった場合には，指名停止措置等を行うことがある。

様式第8号(第10条関係)

入札書取書(総合評価方式用)

				開示・不開示 の区分	開示 一部不開示 不開示	不開示の 部分・理由	小美玉市情報公開条例第 条第 号該当			
						開示可能時期				
工事番号及び 工事名					入札(開札)執行年月日					
					入札(開札)執行者職氏名		印			
工事場所					立会人職氏名		印 印			
番号	入札者名	標準点	評価点	標準点 +評価点 (A)	入札価格 (B) 円	予定価格 ≥ 入札価格	入札価格 ≥ 最低制限価格	評価値 (A) / (B)	順位	備考
1										
2										
3										
4										
5										
6										
7										
8										
9										
10										

備考 上記金額に100分の5に相当する額を加算した金額が地方自治法(昭和22年法律第67号)上の契約の申込みに係る価格である。

予定価格(税抜)	円
----------	---

最低制限価格(税抜)	円
------------	---

別表(第9条関係)

評 価 点 算 定 基 準

評 価 項 目	配 点	評 価 基 準	評 価 点
<p>ア 工事成績評定</p> <p>過去の工事成績評定点(共同企業体の構成員の場合は出資比率20%以上)の平均値〔小数点以下第2位四捨五入〕により評価する。</p> <p>評価の対象とする工事は、入札日の属する年度を除く直近の過去3ヵ年度に竣工した小美玉市発注の工事とする。【評価の対象とする工種、期間等は当該工事の条件等に応じて定める】</p>	2.0 点	75点以上	2.0点
		70点以上75点未満	1.5点
		65点以上70点未満	1.0点
		65点未満又は実績なし	0点
<p>イ 企業の施工実績</p> <p>同種・類似工事を元請けとして施工した実績(共同企業体の構成員の場合は出資比率20%以上)により評価する。</p> <p>評価の対象とする工事は、入札日の属する年度を除く直近の過去5ヵ年度に竣工した国、地方公共団体、公団等発注の〇〇工事とする。【評価の対象とする工種、期間等は当該工事の条件等に応じて定める】</p>	1.0 点	国、県又は小美玉市発注 工事で実績あり	1.0点
		その他の公共発注機関の 実績あり	0.5点
		実績なし	0点
<p>ウ 配置予定技術者の施工経験</p> <p>同種・類似工事を元請けの主任技術者、監理技術者として施工した経験(共同企業体の構成員の場合は出資比率20%以上)により評価する。</p> <p>評価の対象とする工事は、入札日の属する年度を除く直近の過去5ヵ年度に竣工した国、地方公共団体、公団等発注の〇〇工事とする。【評価の対象とする工種、期間等は当該工事の条件等に応じて定める】</p>	2.0 点	国、県又は小美玉市発注 工事で実績あり	2.0点
		その他の公共発注機関の 経験あり	1.0点
		経験なし	0点
<p>エ 配置予定技術者の保有資格</p> <p>主任技術者等の保有資格により評価する。</p>	1.0 点	1級土木施工管理技士、1 級建設機械施工技士又は 技術士	1.0点
		上記以外	0点

評価項目	配点	評価基準	評価点
<p>オ 優良工事の受賞</p> <p>過去5カ年度における国，県，公共発注機関の建設業者表彰の受賞(共同企業体の構成員としての受賞を含む。)の有無により評価する。</p> <p>評価の対象は受賞日が入札日の属する年度を除く直近の過去5カ年度における受賞とする。</p>	0.5点	受賞あり	0.5点
		受賞なし	0点
<p>カ 優秀主任(監理)技術者の受賞</p> <p>過去5カ年度における配置予定技術者の優秀主任(監理)技術者表彰(国，県，公共発注機関の建設業者表彰)の受賞の有無により評価する。</p> <p>評価の対象は受賞日が入札日の属する年度を除く直近の過去5カ年度における受賞とする。</p>	0.5点	知事等表彰の受賞あり	0.5点
		受賞なし	0点
<p>キ 災害時地域貢献の実績</p> <p>小美玉市内における過去10ヶ年度の災害時地域貢献の実績(評価の対象は，入札日の属する年度を除く直近の過去10ヶ年度における実績とする。)，又は入札日現在における本市との災害時の応急対策協定の締結の有無で評価する。ただし，本市との応急対策協定に関しては，協定内容で当該業者が一定の役割を果たすことを確認できる場合とする。また，災害時地域貢献の実績の評価対象は，公共施設に関する貢献のみならず，災害時における地域や民間施設に関する貢献，社会的な災害に関する貢献も含むこととするが，発注者が当該貢献の事実を確認できる貢献の相手方又は第三者等が存するものに限る。なお，貢献活動に際し対価を得ている場合にも，その対価が実費相当である場合には評価する。</p>	1.0点	実績あり	1.0点
		実績なし	0点

評価項目	配点	評価基準	評価点
ク 地域活動(ボランティア)の実績 小美玉市内における過去2ヶ年度のボランティア活動の実績の有無で評価する。 評価の対象は、入札日の属する年度の前年度及び前々年度において、いずれも実績のある場合で、企業として取り組み、対価を得ていない活動とし、社会福祉や環境美化、防犯対策に関する活動、茨城県及び小美玉市が管理する社会資本（道路、河川、公共施設等）の維持管理に関する活動、又は市主催事業活動とする。 また、活動の内容は前年度及び前々年度において、共通のもので無くとも良いが、発注者が当該活動の事実を第三者の客観的な証明書類（協定書、感謝状、新聞記事、主催者の参加証明等）により確認できるものに限る。	0.5点	実績あり	0.5点
		実績なし	0点
ケ 地域内拠点の有無 本店の所在地に基づき評価する。	0.5点	小美玉市内に本店を有する	0.5点
		上記以外	0点
コ ISOの認証取得 入札(開札)日現在に有効な品質及び環境マネジメントシステムの認証取得の有無により評価する。	0.5点	品質又は環境マネジメントシステムの取得	0.5点
		なし	0点
サ 市・県民税の特別徴収実施の有無 公告日現在における小美玉市の市県民税特別徴収実施の有無により評価する。	0.5点	特別徴収事業者	0.5点
		普通徴収事業者	0点

(注) 評価項目は、工事の目的及び内容により必要となる技術的能力に応じて定め、得点配分は、その必要度及び重要度に応じて定めることができる。

